

1 家内労働法の対象

まず、この法律の対象となる「家内労働者」、「委託者」、「補助者」について確認しましょう。

① 家内労働者

通常、自宅を作業場として、メーカーや問屋などの委託者から部品や原材料の提供を受けて、一人で（又は家族とともに）、物品の製造や加工などを行い、その労働に対して工賃を受け取っている人のことです。

② 補 助 者

家内労働者と一緒に住んでいる家族（親族）で、家内労働者の仕事を手伝っている人のことです。

③ 委 託 者

メーカーや問屋などの業者で、部品や原材料などを家内労働者に提供し、物品の製造や加工などを直接委託している人のことです。

参考 1 家内労働者はやわかり

家内労働者	注文主は？	仕事は？	原材料は？	収入は？	作業者は？
家内労働者	①製造・加工業、販売業者、これらの請負業者（複数も可）	②物品の製造及び加工など	③注文主から提供を受ける	④物品の加工賃	⑤自分自身と同居の家族
家内労働者には該当しません	⑥一般の家庭など	⑦セールス、運送、宛て名書き	⑧自分で調達	⑨製品の売上げ	⑩常に他人を雇用

（注）・①から⑤のすべてにあてはまれば家内労働者です。

・⑥から⑩のいずれか一つに該当すれば、家内労働者ではありません。

・大規模な機械設備を有する作業場の場合も家内労働者には該当しません。

参考 2 家内労働者の 3 類型

専業的家内労働者	家内労働が世帯の本業であり、一人で又は家族と一緒に仕事をし、その収入で生計を立てている人
内職的家内労働者	主たる生計維持者以外の家族（例えば、主婦（夫）など）で、世帯の本業とは別に、家計の補助などのため家事の合間に家内労働を行う人
副業的家内労働者	他に本業を持ちながら、本業の合間に、一人で又は家族と一緒に家内労働を行う人